

横浜市立大学医学部地域医療貢献推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 横浜市立大学医学部（以下「医学部」という。）において、地域医療への貢献を推進するため、地域医療貢献推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域医療の向上に向けた調査・企画・立案に関すること。
- (2) 市民に対する医学・医療にかかる講座の企画・実施に関すること。
- (3) 地域医療機関等への医師の紹介に関すること。（紹介に関する具体的な手続きは別に定める。）
- (4) 医学部が行う地域医療貢献の広報に関すること。
- (5) 病診・病病連携の推進など附属病院の地域連携室との連携に関すること。
- (6) その他地域医療貢献の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の掲げる者をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 臨床系の教授、准教授又は講師
- (3) 附属病院長
- (4) 附属市民総合医療センター病院長
- (5) 附属病院臨床研修センター長
- (6) 附属市民総合医療センター臨床研修センター長
- (7) 附属病院臨床研修副センター長（後期研修担当）
- (8) 附属市民総合医療センター臨床研修副センター長（後期研修担当）
- (9) 医学・病院統括部長
- (10) 医学・病院統括部医学・病院企画課長
- (11) 医学・病院統括部職員課長
- (12) 医学・病院統括部医学教育推進課長
- (13) その他委員会が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、医学部長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長を務める。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、医学部長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、原則として毎月開催する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長に委任状をもって自己の権限を委任することができる。その場合、委任状

をもって第3項に定める出席があったものとみなす。

5 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求める、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 地域医療貢献に関する特定事項を検討するため、委員会の下に部会を設置することができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の活動状況について拡大合同運営会議に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医学・病院統括部医学教育推進課及び職員課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。